

川越市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

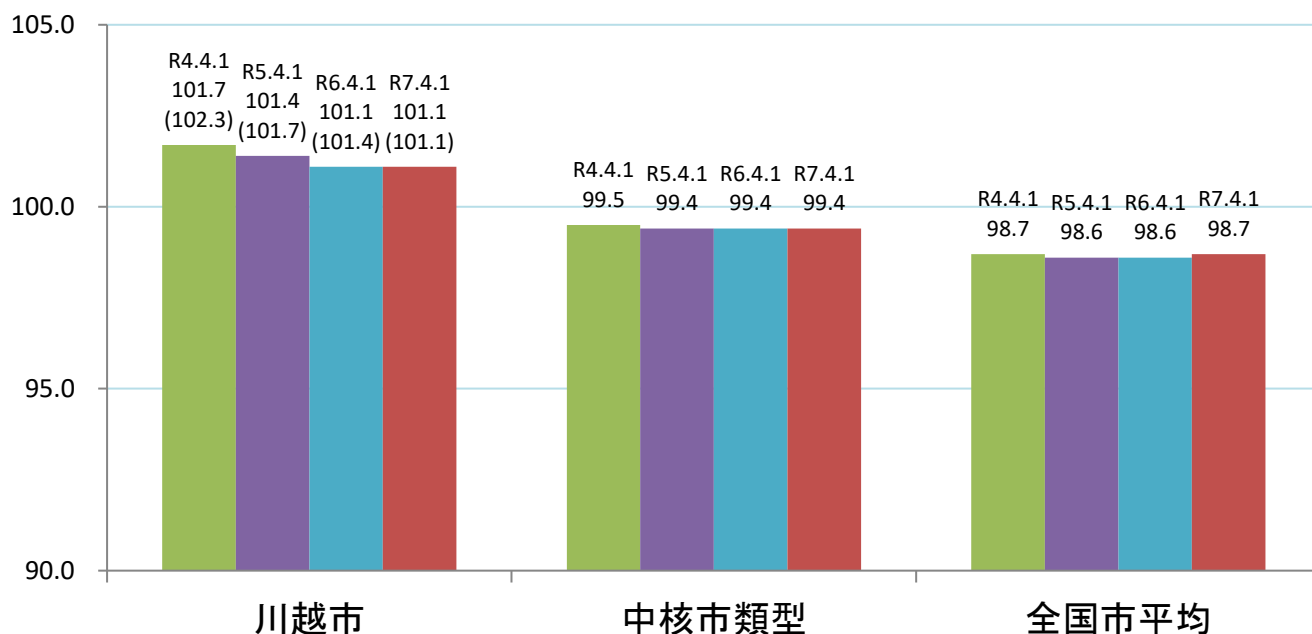
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6年度	人 352,805	千円 130,407,165	千円 6,365,084	千円 22,805,710	% 17.5	% 16.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 2,176	千円 8,550,578	千円 2,128,635	千円 3,619,118	千円 14,298,331	千円 6,571	千円 6,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合})) \text{により算出。}$$
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

高齢層職員の昇給抑制措置等が国と異なるため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日実施。

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準7%に対し、川越市においても7%を支給。

（実施時期） 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
川越市の支給割合	6%	7%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越市	42.1	333,633	425,957	383,038
埼玉県	41.7	327,898	425,465	370,183
国	41.9	332,237	414,480	－
類似団体	42.3	331,473	417,367	377,585

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
川越市	50.2	279	331,532	383,445	368,237	－	－	－	－
うち学校給食員	45.7	57	307,326	343,688	339,102	飲食物調理 従事者	46.0	287,600	1.20
うち清掃職員	50.9	88	332,436	387,319	371,476	廃棄物処理業	48.0	320,600	1.21
うち用務員	53.3	41	352,329	399,519	391,963	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.4	254,200	1.57
うち守衛	58.8	3	315,633	422,852	338,798	警備員	57.8	266,800	1.58
うち自動車運転手	54.3	9	349,778	412,696	383,123	乗用自動車運転手 (タクシー運転者を 除く)	61.1	247,300	1.67
埼玉県	54.2	117	305,014	347,991	330,606	－	－	－	－
国	51.3	1,703	294,567	337,907	－	－	－	－	－
類似団体	50.9	175	323,727	381,452	354,857	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
川越市	6,285,993	－	－
うち調理員	5,656,359	3,806,900	1.49
うち清掃職員	6,309,433	4,457,900	1.42
うち用務員	6,624,898	3,419,100	1.94
うち守衛	6,567,135	3,413,600	1.92
うち自動車運転手	6,843,839	3,064,400	2.23

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越市	50.9 歳	377,119 円	445,400 円
埼玉県	42.3 歳	372,252 円	440,366 円
類似団体	46.3 歳	389,158 円	455,377 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		川越市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	—	201,000 円	201,766 円	—
高等学校教育職	大学卒	255,502 円	255,502 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,308円	365,300円	390,240円	415,642円
	高校卒	256,400円	337,800円	353,700円	393,067円
技能労務職	—	255,900円	361,650円	352,580円	379,930円
高等学校教育職	大学卒	355,070円	412,318円	—	472,680円

(注) 1 各階層の職員数が3人以下となる場合は、近似の階層の職員を含み計算しています。

2 —は、該当職員がいないものです。

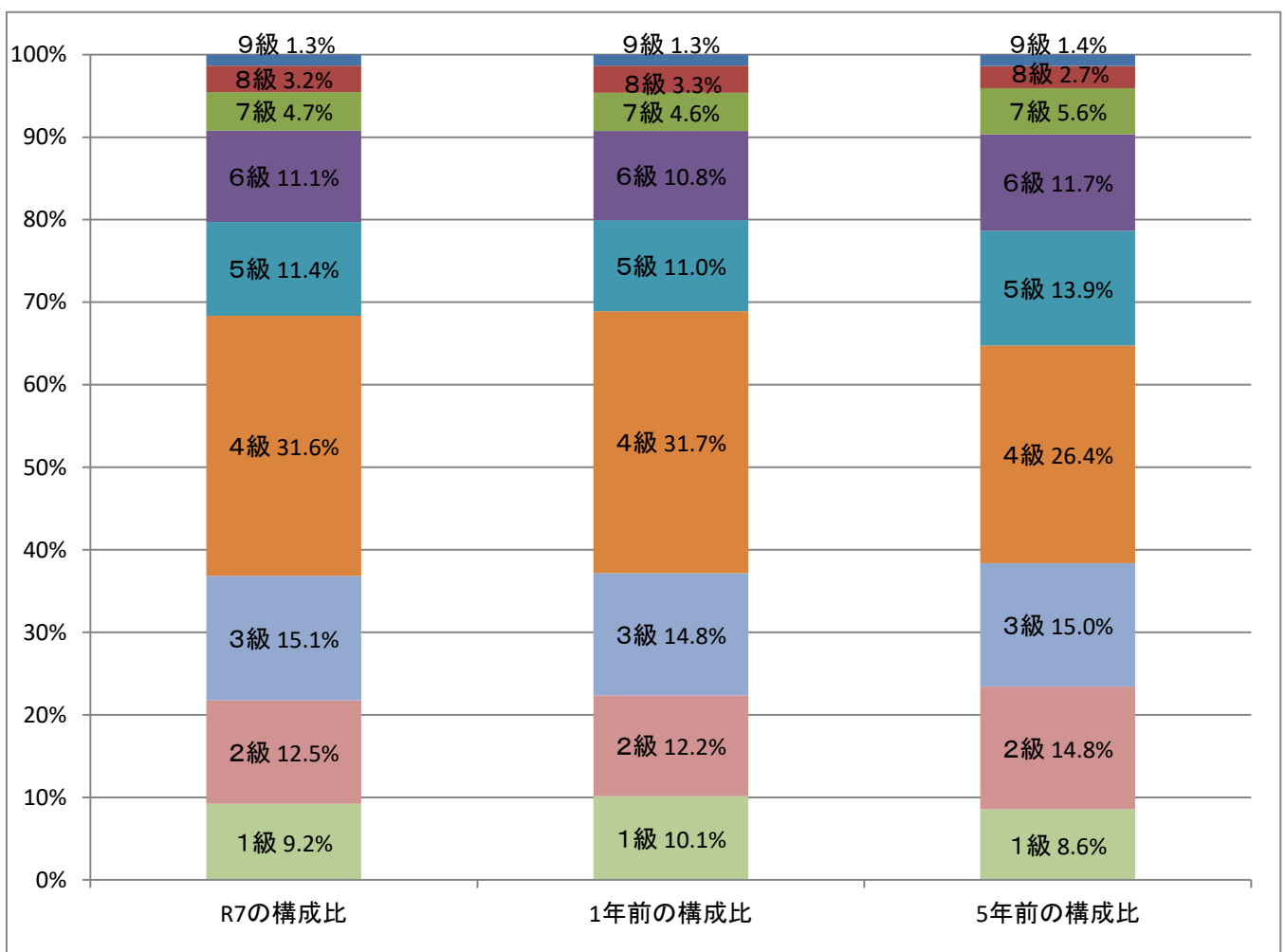
3 *は、個人の特定を防止するため、非表示としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

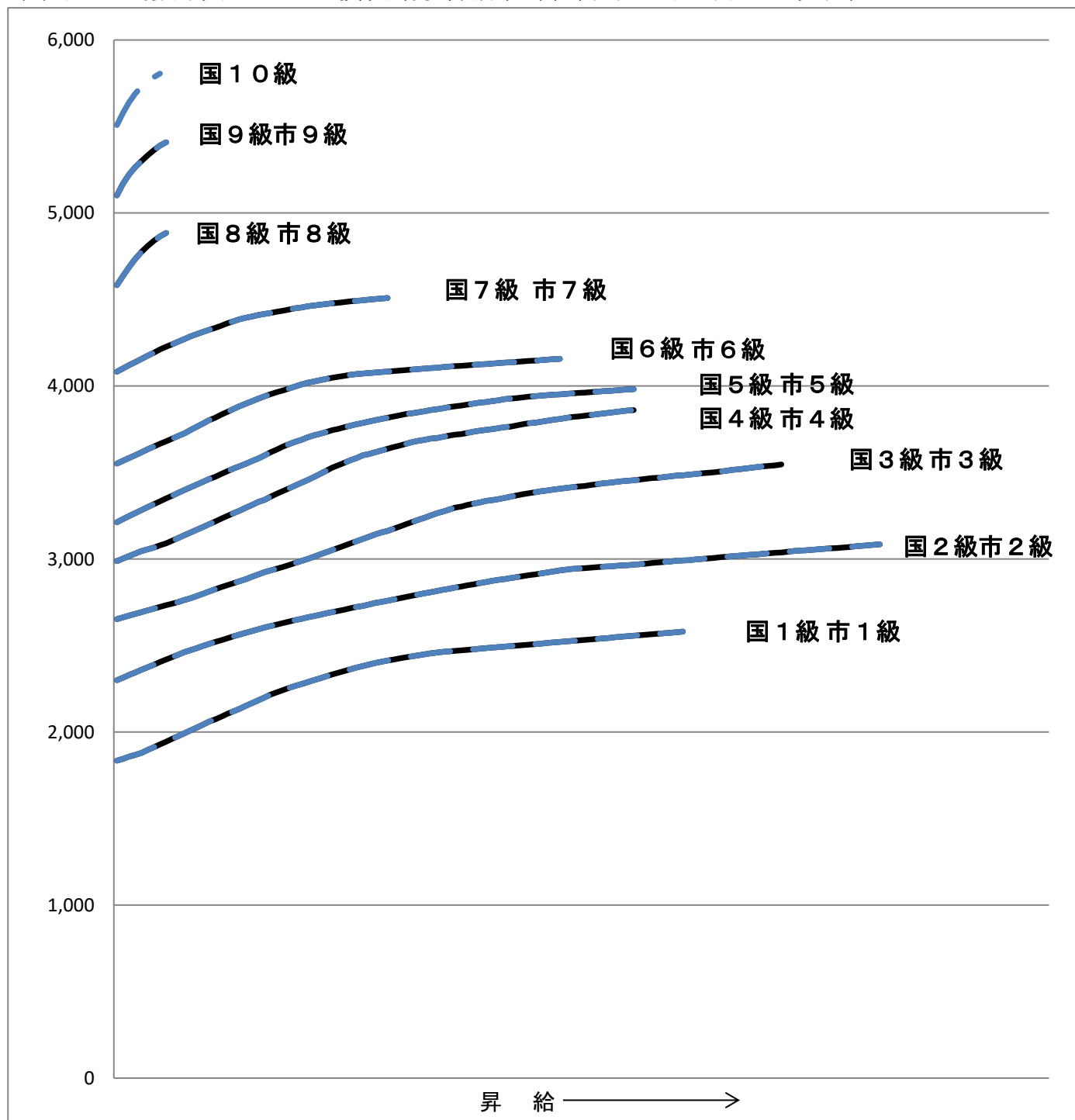
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部 長	18 人	1.3 %	510,200円	540,900円
8級	副部長	43 人	3.2 %	458,300円	488,500円
7級	課 長	63 人	4.7 %	408,300円	450,900円
6級	副課長	149 人	11.1 %	355,200円	415,700円
5級	副主幹	153 人	11.4 %	321,300円	398,200円
4級	主査	425 人	31.6 %	298,800円	386,100円
3級	主任	203 人	15.1 %	265,300円	354,700円
2級	主事・技師	169 人	12.5 %	230,000円	308,500円
1級	主事補・技師補	124 人	9.2 %	183,500円	258,100円

(注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○			
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				R9. 4. 1	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,554千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,708千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

川越市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率			調整率		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
自己都合 勧奨・定年					
1人当たり 平均支給額	2,838 千円	20,812 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注) 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		559,127 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		246 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
川越市	7%	2,276	7%

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）		20,913 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		61 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		18.0%		
手当の種類（手当数）		20		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売（インターネットによる公売を除く）又は差押えた債権の取立て業務に従事した職員	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売（インターネットによる公売を除く）又は差押えた債権の取立て業務	640 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
医師業務手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	医師又は歯科医師の業務	3,600 千円	月額 150,000円
	上記以外の医療職給料表（一）の適用を受ける職員	医師又は歯科医師の業務	1,044 千円	月額 87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務	67 千円	日額 250円 上限 月 5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務	23 千円	日額 320円
	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務		
	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務		
	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務を補助した職員	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務の補助		日額 100円
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務	3,334 千円	日額 150円 上限 月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務		
	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務		
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務	160 千円	日額 320円
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務	6 千円	日額 400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	336 千円	日額 300円
公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務	211 千円	日額 370円
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務		
	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務		
公園等管理危険作業手当	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業	476 千円	日額 110円
	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員	上記の他公園内において著しく不快な業務		
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人の収容業務	102 千円	1回 3,000円
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	2,869 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等	88 千円	日額 220円
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業	17 千円	日額 430円
道路等作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	道路上での維持管理作業	391 千円	日額 150円
犬猫死体処理業務手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	犬猫の死体処理作業	294 千円	1回 200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
調理機器等整備業務手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	調理機器の修理及びボイラーの整備作業	94 千円	日額 110円
塵芥作業手当	塵芥の収集処理の作業に従事した職員	塵芥の収集処理の作業	6,089 千円	日額 400円
教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務に従事した職員	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務	5,366 千円	日額 7,500円 又は16,000円
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	学校の管理下において行われる部活動における指導業務に従事した職員	学校の管理下において行われる部活動における指導業務		日額 2,700円
	学校の入学者の選抜に関する業務に従事した職員	学校の入学者の選抜に関する業務		日額 900円
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに従事した職員	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	348 千円	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	696,833 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)	410 千円
支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	692,265 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	364 千円

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 3,000円 子 1人につき 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人に対する加算 5,000円 父母等(配偶者及び子以外の扶養親族) 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		201,585千円	233千円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給。また、家賃が16,000円以下の場合には不支給。	155,335千円	303千円
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、310,000円を超えない範囲内で支給	同じ		5,225千円	1,742千円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり150,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	180,431千円	93千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		637千円	106千円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		0円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		21,370千円	59千円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		203,781千円	608千円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額（5,000円～20,200円）を支給			3,298千円	59千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※（ ）内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		5,697千円	33千円

（注） 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,073,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	896,000 円	1,180,000 円 / 707,000 円	
報 酬	議 長	641,000 円	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	588,000 円	748,000 円 / 513,000 円	
	議 員	576,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	4.6月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	4.6月分		
手 地 当 域	市 長	給料月額7%		
手 退 当 職	市 長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1,073,000円×在職月数×0.45 896,000円×在職月数×0.35	23,176,800円 15,052,800円	任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、（4年＝48月）務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

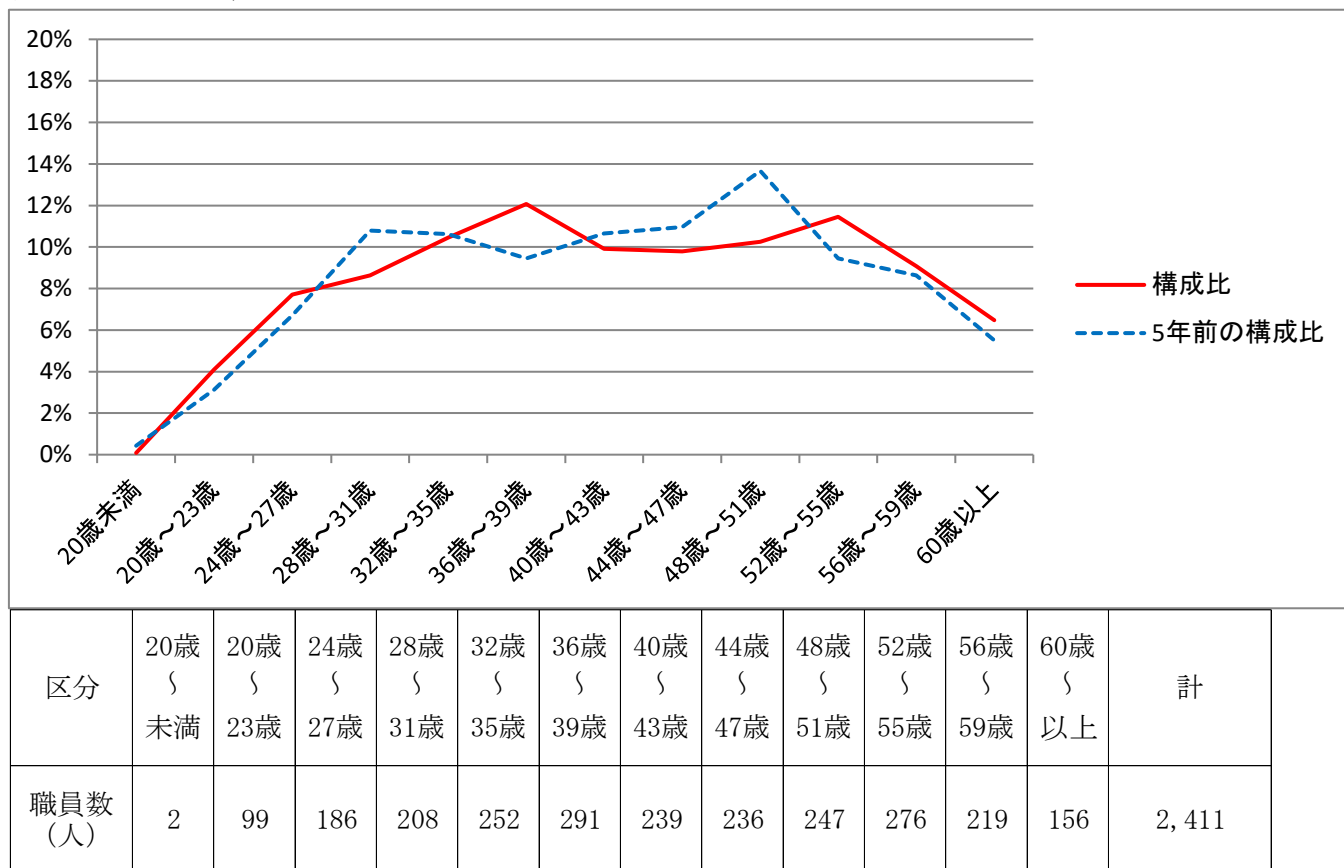
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	13	14	1	・ 議会事務局の体制強化
	総 務	377	374	-3	・ システム導入対応の終了 ・ 国勢調査対応体制強化 ・ 中核市市長会への派遣終了 ・ 戸籍法改正対応体制強化
	税 務	101	103	2	・ 収納率の向上 ・ 地方税共同機構への派遣終了
	民 生	572	578	6	・ 相談業務の集約化 ・ 保育所の体制強化 ・ 保育所の廃止 ・ 児童館の指定管理検討体制強化
	衛 生	315	319	4	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定等 ・ 狂犬病予防対応等の体制強化 ・ 循環型社会形成推進地域計画策定等
	労 働	5	5	0	
	農林水産	36	36	0	
	商 工	43	41	-2	
	土 木	253	252	-1	・ 盛土規制法施行対応体制強化
	小 計	1,715	1,722	7	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数48.81人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.24人
	教育部門	487	482	-5	・ 学校用務の民間委託 ・ 高等学校教育体制の強化
	小 計	2,202	2,204	2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 62.47人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.99人
公営企業等 会計部門	水 道	70	69	-1	
	下 水 道	67	66	-1	
	そ の 他	73	72	-1	
	小 計	210	207	-3	
合 計		2,412	2,411	-1	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 68.34人
		[2,437]	[2,437]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,657	1,642	1,658	1,687	1,715	1,722	65	(3.9%)
教育	455	466	468	470	487	482	27	(5.9%)
普通会計 計	2,112	2,108	2,126	2,157	2,202	2,204	92	(4.4%)
公営企業等会計 計	215	210	209	210	210	207	-8	(-3.7%)
総合計	2,327	2,318	2,335	2,367	2,412	2,411	84	(3.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6年度	千円 5,810,409	千円 454,344	千円 417,105	% 7.2	% 6.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費131,474,867円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 70	千円 279,083	千円 50,098	千円 119,272	千円 448,453	千円 6,406	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	43.2 歳	378,012円	533,872円
団体平均	44.3 歳	368,401円	590,688円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,703 千円	1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,753 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.1月分 (1.0) 月分	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％	—

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川越市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
1人当たり平均支給額		12,458千円	1人当たり平均支給額	13,757千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 1人当たり平均支給額は、自己都合又は勧奨・定年による退職手当受給者が3人以下のため、退職事由にかかわらず全退職手当受給者の平均支給額を記載している。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）			17,948 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			260,116円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	7%	70	7%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		21 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		20,650円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）		1.4%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	14 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第 2 条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が 5 t 以上のもの又は最大積載量が 3 t 以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第 2 条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が 5 t 以上のもの又は最大積載量が 3 t 以上のもの）の運転の業務		
水道管路維持作業手当	上水道管路の修繕等に従事した職員	上水道管路の修繕等の業務	7 千円	日額 150円 上限 月 3,300円
	石綿管の改修作業等に従事した職員	石綿管の改修作業等の業務	—	日額 370円 上限 月 3,300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和 6 年度決算）	9,104 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	160 千円
支 給 実 績（令和 5 年度決算）	9,486 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	164 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 3,000円 子 1人につき 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に対する加算 5,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		6,507 千円	232,409円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給	同じ		4,277 千円	305,568円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり150,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		5,435 千円	90,587円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		136 千円	45,358円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		7,068 千円	642,545円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円) 【6,000円】 副部長級10,000円(15,000円) 【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円) 【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円) 【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		125 千円	20,833円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6年度	千円 5,836,267	千円 8,528	千円 334,050	% 5.7	% 5.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費158,700,286円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 64	千円 254,648	千円 50,598	千円 105,571	千円 410,817	千円 6,419	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	44.4 歳	379,814円	538,402円
団体平均	44.6 歳	374,475円	574,862円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）
1,650 千円		1,468 千円
（令和6年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当	—
2.5月分	2.1月分	
（1.4）月分	（1.0）月分	
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—
役職加算	5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川越市			団体平均
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
1人当たり平均支給額		0千円	1人当たり平均支給額 11,716千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		15,933 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		248,947円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	7%	64	7%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,225 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		81,646円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		23.4%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	100 千円 日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務	
下水道管路維持作業手当	下水管路及び下水ポンプ場の維持管理業務に従事した職員	下水管路及び下水ポンプ場の維持管理業務	1,094 千円 日額 420円
排水等調査指導手当	工場排水等の調査において排水の採取等に従事した職員	工場排水等の調査における排水の採取等の業務	31 千円 日額 370円
下水道使用料滞納処分業務手当	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	— 日額 200円 上限 月 3,000円
下水道事業受益者負担金滞納処分業務手当	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	— 日額 200円 上限 月 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	14,293 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	259 千円
支給実績（令和5年度決算）	10,457 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	183 千円

（注）1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 3,000円 子 1人につき 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に対する加算 5,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		6,213 千円	248,517円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給	同じ		3,276 千円	297,812円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり150,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		4,891 千円	85,816円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		379 千円	31,665円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		4,680 千円	585,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円) 【6,000円】 副部長級10,000円(15,000円) 【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円) 【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円) 【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		86 千円	12,286円